

株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
構造計算適合性判定業務規程【群馬県版】

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「当機関」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の2から第77条の35の15までの規定に定める法第6条第5項及び法第6条の2第3項の構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）に関する業務の実施について、法第77条の35の9の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築確認 法第6条第1項及び第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。
- 二 判定員 法第77条の35の7第1項に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- 三 認定プログラム 法第20条第二号イ又は同条第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- 四 代表者 代表権を有する役員をいう。
- 五 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第二号に規定する役員をいう。
- 六 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- 七 親会社等 法第77条の19第十号に規定する親会社等をいう。
- 八 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
  - イ その者又はその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
  - ロ その者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
  - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- 九 制限業種 次に掲げる業種（国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
  - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
  - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
  - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

(基本方針)

第3条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知並びに群馬県知事（以下「知事」という。）が定める基準によるほか、この規程により、公正かつ適確に

実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第4条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前10時から午後6時30分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 年末年始（期日はその年度毎に決定する。）

3 判定の業務を行う時間及び休日は、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。

- 一 第11条第5項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合
- 二 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

(事務所の所在地)

第5条 事務所の所在地は、東京都新宿区百人町二丁目16番15号とする。

(判定の業務を行う区域)

第6条 判定の業務を行う区域は、群馬県の全域とする。

(判定の業務の範囲)

第7条 当機関は、判定を要するすべての建築物に係る判定の業務を行うものとする。

2 当機関は、当機関が法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条の2第3項の規定により指定確認検査機関として求めなければならない判定の業務は行わないものとする。

3 当機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その判定の業務を行わないものとする。

- 一 当機関の代表者又は判定の業務の担当役員
- 二 前号に掲げる者の親族
- 三 第一号に掲げる者の関係企業等

4 当機関は、次のいずれかに該当する指定確認検査機関から求められた判定の業務を行わないものとする。

- 一 当機関が指定確認検査機関の代表者又は判定の業務の担当役員の関係企業等に該当する場合にあっては当該指定確認検査機関
- 二 当機関の総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定確認検査機関
- 三 当機関の親会社等である指定確認検査機関

5 判定業務の範囲は、法第18条の2第1項の規定により知事から指定を受ける際の条件がある場合又は当該知事が業務範囲を限定して指定する場合は第1項の規定によらないことができる。

- 一 判定対象の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。以下同じ。）が、述べ面積10,000平方メートルを超える物若しくは政令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行った物を含む建築確認等に係る判定、その他知事が認める建築確認等に係る判定を行う者としての指定
- 二 前号以外の建築確認等に係る判定を行う者としての指定

6 建築確認等を受けた建築物の計画の変更の場合における判定の業務については、前項の規定にかかわらず、当該計画の変更に係る直前の建築確認等に係る判定を行った者

が業務を行うことができる。

## 第2章 判定の業務の実施方法

(判定の求めの事前通知)

第8条 判定を求めようとする建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）は、原則として判定の求めを行う7日前までに、当機関に対し、「構造計算適合性判定依頼事前通知書（別記 good-eyes 第一号様式）」を電子メールの送信またはファクシミリを利用して送信することにより、当機関に通知するものとする。

2 当機関は、前項の通知書を受けた場合に、次の各号に掲げる事項を建築主事等に通知する必要があると認めたときは、これを通知するものとする。

- 一 第1項の通知書の提出状況
- 二 第10条第1項の判定用提出図書等の受付状況

(判定の求め)

第9条 判定を求めようとする建築主事等は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書等（以下「判定用提出図書等」という。）を提出するものとする。

- 一 構造計算適合性判定依頼書（別記 good-eyes 第二号様式）
- 二 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第2条第2項各号に規定する図書及び書類（以下「申請書等」という。）
- 三 判定の求めに係る建築物の構造計算が法第20条第二号イ又は同条第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「認定プログラム」という。）により適正に行われたものであるかどうかの判定を求める場合にあっては、施行規則第1条の3第1項第一号ロ（2）ただし書き（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する磁気ディスク等（以下単に「磁気ディスク等」という。）

2 判定用提出図書等の提出については、予め建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主事等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク等の提出によることができる。

(判定の受付及び契約)

第10条 当機関は、前条の規定による判定用提出図書の提出があった場合は、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受け付ける。

- 一 判定の求めに係る建築物が、第7条に規定する判定の業務の範囲に該当するものであること。
- 二 判定用提出図書等（判定に要するものに限る。）に形式上の不備がないこと。
- 三 第9条第1項第一号の構造計算適合性判定依頼書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

2 当機関は、前項の規定による確認により、同項各号に該当しないと認める場合において、建築主事等にその補正を求めるものとし、当該補正後においては前項の規定を準用する。

3 当機関は、第1項の規定による受付をしたときは、建築主事等に「構造計算適合性判定受付書（別記 good-eyes 第三号様式）」を交付するものとする。この場合において、判定を求めた建築主事が置かれた県若しくは市町村又は判定を求めた指定確認検査機関（以下「県等」という。ただし、当機関とあらかじめ別途契約を締結した者を除く。）と当機関は、別に定める株式会社グッド・アイズ建築検査機構構造計算適合性判定業務約款に基づき契約を締結したものとする。

4 前項の構造計算適合性判定業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するも

のとする。

一 建築主事等の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

- イ 建築主事等は、当機関から判定用提出図書等について説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。
- ロ 当機関が判定に係る審査の実施において必要があると認め、建築主事等に通知した上で、確認の申請者（建築物の設計者を含む。以下単に「申請者」という。）に対して構造計算に関する説明を直接求めたときは、建築主事等は、当該申請者がこれに応じるように、必要な措置を講じなければならないこと。
- ハ 当機関が判定に係る審査の実施において、申請書等に、誤字、脱字、記載漏れ、乱丁、落丁その他これらに類するもので、軽微なものと判断されるもの（当機関が、第14条第2項各号に掲げる場合により、不適正又は不整合と判断したものを除く。）を認め、書面により建築主事等に通知したときは、建築主事等は、必要な措置を講じなければならないこと。
- ニ 当機関が判定に係る審査において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない場合に、建築主事等に対し期限を定めて、書面により不明な点の説明を求めたときは、建築主事等は、必要な措置を講じなければならないこと。

二 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの

- イ 判定手数料の額の決定に関すること。
- ロ 判定手数料の支払期日に関すること。

三 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

- イ 第14条第1項の構造計算適合性判定結果通知書（以下この項において「判定結果通知書」という。）を交付する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- ロ 当機関は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに判定結果通知書を交付することができない場合は、建築主事等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。

四 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- イ 建築主事等は、判定結果通知書が交付されるまでの間に、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、当機関は、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
- ロ 県等は、当機関がその責に帰すべき事由により業務期日までに判定結果通知書の交付をしないとき、その他当機関の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

五 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- イ 県等は、判定結果通知書の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、当機関に対して、再判定の実施及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、建築主事等が平成19年国土交通省告示第835号に規定する確認審査等に関する指針（以下単に「指針」という。）に従って審査を行わなかったこと、その他当機関の責に帰することができない事由に基づくものであることを当機関が証明したときは、この限りでないこと。
- ロ イの請求の期限に関すること。

（判定の実施方法）

第11条 当機関は、前条第1項の規定による受付をしたときは、速やかに、判定員に判定を

実施させることとする。

- 2 判定員は、原則として2人以上で判定に係る審査（以下単に「審査」という。）を行うこととする。ただし、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成19年12月17日付国住指第3425号。以下「技術的助言」という。）により、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ20m以下の建築物）については、1人の判定員により審査することができるものとし、これら以外の建築物についても、当該建築物の構造上の特性により工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、耐力壁の剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等に関する審査以外の部分については1人の判定員により審査することができるものとする。
- 3 判定員は、指針の第2に定める構造計算適合性判定に関する指針及び当機関が作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。
- 4 判定員は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第7項又は法第6条の2第4項の規定により、審査の実施に当たって必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「専門家委員」という。）の意見を聴取し、当該意見を踏まえて判定することとする。この場合において、判定員は、当該意見を記載した記録を作成することとする。
- 5 当機関は、審査の実施に当たって必要があると認めるときは、建築主事等に通知した上で、申請者に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。
- 6 判定員が、申請書等に、誤字、脱字、記載漏れ、乱丁、落丁その他これらに類するもので、軽微なものと判断されるもの（第14条第2項各号に掲げる場合により、不適正又は不整合と判断すべきものを除く。）を認めた場合は、「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない旨の通知書（別記 good-eyes 第四号様式）」により、建築主事等に通知することとする。
- 7 判定員が、審査において、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない場合は、「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない旨の通知書（別記 good-eyes 第四号様式）」により、建築主事等に期限を定めて、不明な点の説明を求める旨を通知することとする。
- 8 前項の場合において、建築主事等が法第6条第13項、法第6条の2第9項の規定に基づき、申請者に対して、適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付することによって、申請書等の補正又は記載事項における不明な点を説明するための追加説明書の提出がなされ、建築主事等から当機関に対して当該補正書類又は追加説明書の送付があったときは、これらの書類を判定用提出図書等の一部として審査することとする。
- 9 前2項の場合において、通知書が建築主事等に到着した日から、建築主事等より補正された申請書等又は不明な点を説明する追加説明書が当機関に到着した日までの日数は、第14条第1項の期間及び第15条第1項の延長する期間に含めないものとする。
- 10 判定員は、審査の経過及び結果並びに建築主事等が指摘した留意事項に対する回答その他判定における所見を記載した「チェックリスト（別記 good-eyes 第五号様式）」及び「判定の所見等（別記 good-eyes 第六号様式）」を作成することとする。
- 11 審査において行われる判定員の高度な専門知識を必要としない構造計算書における数値の整合性の確認並びに申請者及び設計者への連絡等の作業については、技術的助言に基づき、審査を補助する職員（判定補助員）が行うことができるものとする。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

第12条 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する規準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべ

き事項について審査することとする。

(認定プログラムによる場合の判定の審査方法)

第13条 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する規準に従った構造計算で認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、磁気ディスク等の提出があったときは、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定にあたり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- 一 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること。
  - 二 判定に係る建築物の設計者が用いた認定プログラムと同一のものを用いて、磁気ディスク等に記録された構造計算の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造設計の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。
  - 三 提出を受けた構造計算書に認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。
- 2 前項二において、当機関が行う構造計算は、当機関が保有又はリース契約する認定プログラムで行う。

(判定結果通知書の交付)

第14条 当機関は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第8項又は法第6条の2第5項の規定により、判定を求められた日から14日以内に、構造計算適合性判定結果通知書(別記 good-eyes 第七号様式)を建築主事等に交付するものとする。この場合において、判定を求められた日とは、第10条第1項の規定により当機関が判定用提出図書(第10条第2項の規定により当機関が建築主事等に補正を求めた場合は、当該補正後のもの)を受け付けた日とする。

- 2 前項の規定において、次の各号のいずれかに該当することにより、構造計算が適正に行われたものであると判定できない旨の判定結果を通知するときは、前項の構造計算適合性判定結果通知書にその理由を記載するものとする。
- 一 諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用、演算過程等が適正に行われていない場合
  - 二 認定プログラムによる構造計算の判定において、第13条1項各号に規定する確認ができない場合
  - 三 その他構造計算が適正に行われていない場合
  - 四 図書又は図書相互における不整合がある場合
- 3 第1項の規定による交付は、次の各号に掲げる図書を添えて行う。
- 一 第9条第1項第二号の建築主事等が指摘した留意事項に対する回答
  - 二 第11条第9項のチェックリスト及び判定の所見等
- 4 第1項及び第3項に規定する図書の交付については、あらかじめ建築主事等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。
- 5 当機関は、判定の結果及び方法について疑義があるとして建築主事等から説明を求められた場合は、これに適切に回答するものとする。

(判定期間の延長)

第15条 当機関は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第9項又は法第6条の2第6項の規定により、法第20条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他施行規則で

定める場合において、前条第1項の期間内に建築主事等に同項の構造計算適合性判定結果通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により前条第1項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書（別記 good-eyes 第八号様式）を前条第1項の期間内に建築主事等に交付するものとする。

（判定の求めの取下げ）

第16条 建築主事等は、判定結果通知書の交付前に確認の申請が取り下げられた場合においては、その旨を記載した「取下げ通知書（別記 good-eyes 第九号様式）」を当機関に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、当機関は、判定の業務を中止し、判定用提出図書を建築主事等に返却するものとする。

### 第3章 判定手数料等

（判定手数料の収納）

第17条 県等は、「別表2」に定める判定手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は、県等の負担とする。
- 3 県等は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

（判定手数料の返還）

第18条 当機関が収納した判定手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかつた場合は、この限りでない。

### 第4章 判定員等

（判定員の選任）

第19条 当機関は、判定の業務を実施させるため、法第77条の35の7第2項の規定により、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第31条の6に規定する要件を備える者のうちから、判定の業務の適確な実施のために必要な数以上で、かつ、2人以上の判定員を選任するものとする。

- 2 前項の規定により選任される判定員のうち2人以上は、常勤（専ら判定の業務を行う専任の職員で、かつ、判定の業務に週4日以上従事する者とする。以下同じ。）の職員とする。
- 3 当機関は、第1項の規定により判定員を選任したときは、指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書（機関省令第十号の四様式）を知事に提出するものとする。
- 4 判定員は、当機関の職員から選任するほか、当機関の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

（判定員の解任）

第20条 当機関は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その判定員を解任するものとする。

- 一 法第77条の35の7第4項の規定による知事の解任命令があつたとき。
- 二 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 四 その他解任の必要があると認められるとき。

- 2 当機関は、前項の規定により判定員を解任したときは、前条第3項の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を知事に提出するものとする。

#### (判定員の配置)

第21条 判定の業務を実施するため、常勤の判定員を2人以上配置するほか、常勤以外の判定員を必要に応じて配置する。

- 2 当機関は、判定の求めの件数が一時的に増加すること等の事情により、判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。

#### (専門家委員の選任)

第22条 当機関は、第11条第4項の規定により意見を聴取するため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、専門家委員を選任するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
  - 二 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
  - 三 当機関の代表者が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者
- 2 当機関は、前項の規定により専門家委員を選任したときは、指定構造計算適合性判定機関専門家委員選任等届出書（別記 good-eyes 第十号様式）に当該専門家委員が構造計算に関して専門的な識見を有することを証する書類を添えて、知事に提出するものとする。
  - 3 専門家委員は、当機関の職員から選任するほか、当機関の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

#### (専門家委員の解任)

第23条 当機関は、専門家委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その専門家委員を解任するものとする。

- 一 職務上の業務違反その他専門家委員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - 三 その他解任の必要があると認められるとき。
- 2 当機関は、前項の規定により専門家委員を解任したときは、前条第2項の指定構造計算適合性判定機関専門家委員選任等届出書を知事に提出するものとする。

#### (判定の業務の実施体制)

第24条 判定の業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

- 2 判定の業務を行う部署には、第21条第1項により配置する判定員を含め、3人以上の職員を配置する。
- 3 当機関の役員及びその職員（判定員、専門家委員及び第25条第1項の監視委員会の委員を含む。以下同じ。）は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 4 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物、設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。
  - 一 当該判定員
  - 二 当該判定員の親族
  - 三 当該判定員の関係企業等

- 5 当機関は、当機関で実施する認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。

(秘密保持義務)

- 第25条 当機関の役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

## 第5章 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

(監視委員会の設置)

- 第26条 当機関は、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置することができるものとする。ただし、監視委員会を設置しない場合は、内部監査室を設置するものとする。
- 一 弁護士会の推薦する者
  - 二 消費者団体の推薦する者
  - 三 建築物の構造に関する学識者
  - 四 当機関の監査役
- 2 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 構造計算適合性判定業務規程の審議
  - 二 当機関から提出された取締役会の議事録の確認
  - 三 当機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行う第三者の指名
  - 四 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
  - 五 係争事件に係る監査
  - 六 その他判定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等
- 3 監視委員会は、四半期ごとに前項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日以内に知事に報告しなければならないものとする。

(技術的検査)

- 第27条 前条第2項第三号の規定により監視委員会が指名した者は、当機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行い、その結果を当機関に報告するものとする。

(改善の措置)

- 第28条 当機関は、第26条第3項の規定による報告において、改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。
- 2 当機関は、前項の措置に関する計画を作成したときは、速やかに知事に報告するものとする。

## 第6章 雑 則

(帳簿及び図書の保存期間)

- 第29条 帳簿及び図書の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び図書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 法第77条の35の10第1項に規定する帳簿 機関省令第31条の14の規定による引継ぎを完了するまで
  - 二 判定用提出図書等、第10条第3項の構造計算適合性判定受付書の写し、第11条第4項の意見を記載した記録、第11条第6項及び第7項の構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない旨の通知書の写しならびに補正された申請書等及び追加

説明書、第11条第9項のチェックリスト及び判定の所見の写し、判定結果通知書の写し及び第15条第2項の構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書の写し 判定結果通知書の交付を行った日から15年間

三 第9条1項三号の磁気ディスク等 判定結果通知書の交付を行った日から15年間

(帳簿及び図書の保存及び管理の方法)

第30条 前条各号に掲げる帳簿及び図書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、确实であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第一号に規定する帳簿への記載事項及び同条第二号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を保存する方法によってすることができる。

3 前項の規定に基づき帳簿、図書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。

(経理的基礎の確保)

第31条 当機関は法第77条の35の4第二号に規定する経理的な基礎を確保するために、必要な措置を講じるものとする。

2 当機関が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当機関が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するために、次のいずれにも該当する保険契約を締結した場合にあつては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額を、前項の経理的な基礎の要件のうち財産の評価額として必要な額に充当するものとする。

一 当機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

二 構造計算書その他当機関が判定の業務を実施するために必要な資料に記載された事項に虚偽又は誤謬があつた場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第32条 当機関は、電子情報処理組織による判定の求めの受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務の休廃止の許可の申請)

第33条 当機関は、法第77条の35の13第1項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書(機関省令第十号の七様式)を知事に提出するものとする。

(判定の業務の引継ぎ)

第34条 当機関は、法第77条の35の15第3項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

一 判定の業務を知事に引き継ぐこと。

二 第29条各号に規定する帳簿及び図書を知事に引き継ぐこと。

三 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定の実施に要する費用は、当機関の負担とする。

(附則)

この規程は、平成20年11月27日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年9月8日から施行する。

平成20年11月27日 制定

平成23年 9月 7日 改定

別表1 判定手数料(第17条関係)

(群馬県)

	建築物の床面積の合計	構造計算が認定プログラムにより行われたもの	構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの
一	1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	107,000 円	156,000 円
二	1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
三	2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
四	10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	318,000 円
五	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

注) 別表1の手数料の計算は、以下の通り取り扱う。

床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について敷地内の一つの建築物ごとに算定する。この場合において、当該一の建築物がエキスパンションジョイントやその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するように分けられているときは、当該一の建築物をそれぞれ分けられた部分ごとに一の建築物と見なして算定する。

- ① 建築物を建築する場合(②及び⑤に挙げる場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
- ② 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築する場合(⑤に挙げる場合を除く。)当該計画の変更に係る建築物の床面積
- ③ 建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替えをする場合(④に挙げる場合を除く。)当該建築物の床面積
- ④ 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替えをする場合、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- ⑤ 建築物を増築する場合(確認を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。)当該増築に係る部分の床面積に法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積